

議決された主な議案等

※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成 一：反対 退：退席

会派名		議員名	主な議案等	議決結果	議員の所属													
議案名					鎌倉市議会議員	公明党	みんなの鎌倉	鎌倉みらい	草莽の会	鎌倉市議会議員	日本共産党	運動・鎌倉	神奈川	自由民主党	無所属			
臨時会	7月	第28号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算(第1号) (川崎競輪事業撤退に係る解決一時金の追加等)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9月定例会	条例	第40号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第41号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第45号	鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(上/修正案 下/修正部分を除く原案)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第58号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	予算	第17号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算(第2号) (家庭系ごみ有料化実施に係る経費の追加等)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	決算	第33号	平成25年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	第6号	神奈川県に対し、子ども・子育て支援新制度における民間保育所運営費補助金制度の継続を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第16号	鎌倉市由比ガ浜4丁目大型施設に伴い地域住民の安全確保を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
陳情	第20号	新ごみ焼却施設の建設用地について適正な判断を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※平成26年8月20日付で「みんなの鎌倉」の代表者は渡辺隆議員に変更

7月臨時会

7月31日開催

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため7月31日に臨時会が開かれ、6月定例会において継続審査となっていた一般会計補正予算議案の原案訂正がなされ、これを承認するとともに、市長から新たに一般会計補正予算議案1件が提出されました。議案の主な内容は次のとおりです。

一般会計補正予算(第1号)

新たな人事・給与制度実施までの経過措置として、職員人件費の暫定削減を行うことによる減額をすること、マイナンバー対応に係る経費及び川崎競輪事業撤退に係る解決一時金の追加などをしようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

9月定例会

9月1日開催

今定例会では、議員から2件の議案が、市長から31件の議案が提出されました。主な議案の内容及び議会における議決結果は次のとおりです。

議員提出議案

神奈川県に対し、子ども・子育て支援新制度における民間保育所運営費補助金制度の継続を求める意見書の提出について

子ども・子育て関連3法の成立を受け、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の制度開始に伴い、県が実施してきた民間保育所運営費補助金制度の廃止が検討されていることから、安定した質の高い保育を実現するためにも、これまでどおり補助金制度を継続することを要望するものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議会基本条例素案のパブリックコメント結果

議会基本条例素案を公表し、市民意見の募集を行いました。その結果、4件のご意見をいただきました。その概要は次のとおりです。なお、ご意見に対する議会の考え方は、11月上旬に市のホームページで発表します。

意見募集の期間

平成26年9月1日～30日

意見の概要

- 条例の実効性などに関する意見
- …1件
- 議会運営に関する意見
- …1件
- 使用する用語に関する意見
- …2件

条例関係議案

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めようとするもので、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、修正案を可決するとともに、総員の賛成により、修正部分を除く原案を可決しました。

その後、本議決を受け、市長から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議

するものです。議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援新制度の実施に向け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めようとするもので、子ども・子育て支援法施行の日から施行しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本市の人事・給与制度について、年功的な要素が強い現行制度から、職務職責を重視した人事・給与制度へと転換するため、所要の改正を行うこととするものです。また、付則において、経過措置として、職務級の再編による切り替えにより、給与の大幅な減額が生じる職員には、段階的に給与を引き下げる激変緩和措置を、最長平成32年9月まで実施しようとするもので、本年10月1日から施行しようとするものです。

本議案については、付託先の総務常任委員会において、付則に規定した激変緩和の経過措置を削除等する内容の修正案が総員の賛成により可決されました。

議会では、多数の賛成により、修正案を可決するとともに、総員の賛成により、修正部分を除く原案を可決しました。

その後、本議決を受け、市長から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議

するものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援新制度の実施に向け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めようとするもので、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、修正案を可決するとともに、総員の賛成により、修正部分を除く原案を可決しました。

その後、本議決を受け、市長から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議

するものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本市の人事・給与制度について、年功的な要素が強い現行制度から、職務職責を重視した人事・給与制度へと転換するため、所要の改正を行うこととするものです。また、付則において、経過措置として、職務級の再編による切り替えにより、給与の大幅な減額が生じる職員には、段階的に給与を引き下げる激変緩和措置を、最長平成32年9月まで実施しようとするもので、本年10月1日から施行しようとするものです。

本議案については、付託先の総務常任委員会において、付則に規定した激変緩和の経過措置を削除等する内容の修正案が総員の賛成により可決されました。

議会では、多数の賛成により、修正案を可決するとともに、総員の賛成により、修正部分を除く原案を可決しました。

その後、本議決を受け、市長から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議

するものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援新制度の実施に向け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めようとするもので、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、修正案を可決するとともに、総員の賛成により、修正部分を除く原案を可決しました。

その後、本議決を受け、市長から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議

するものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本市の人事・給与制度について、年功的な要素が強い現行制度から、職務職責を重視した人事・給与制度へと転換するため、所要の改正を行うこととするものです。また、付則において、経過措置として、職務級の再編による切り替えにより、給与の大幅な減額が生じる職員には、段階的に給与を引き下げる激変緩和措置を、最長平成32年9月まで実施しようとするもので、本年10月1日から施行しようとするものです。

本議案については、付託先の総務常任委員会において、付則に規定した激変緩和の経過措置を削除等する内容の修正案が総員の賛成により可決されました。

議会では、多数の賛成により、修正案を可決するとともに、総員の賛成により、修正部分を除く原案を可決しました。

その後、本議決を受け、市長から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議

するものです。

※の申し出があり、再度可否について諮ったところ、20名の議員の賛成により、さきの議決のとおり決しました。鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月定例会において可決し、公布された鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この場合、当該議決は議決時にさかのぼり、議決がされたものと同様の状態となる。

条例の制定・改廃及び予算に関する議決については、改めて特別多数(議長含む出席議員の3分の2以上)の同意を得ることで議決が確定する。

総額は607億3230万円となります。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

【訂正とおわび】

前号(第226号)第2面「一般質問」の記事のうち「ごみ問題」の中の部長答弁中、ごみ処理基本計画で掲げた焼却目標量「3万7210トン」とあるのは、「3万7210トン」の誤りでした。おわびして訂正いたします。

伝えることができるかを、新しい情報伝達手段も含めて、毎号活発に議論しているところです。今後も、市民の皆様にとってより身近な議会となるよう、最善の努力をまいります。

(池田 実)

議会広報委員会

委員長 上島 寛弘

副委員長 河村 琢磨

委員 保坂 令子

委員 西岡 幸子

委員 池田 実

委員 渡邊 昌一郎

委員 小野田 康成

委員 吉岡 和江

委員 吉岡 和江